

阿久根市市民栄誉賞規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市規則第31号

阿久根市市民栄誉賞規則

（目的）

第 1 条 この規則は、市民に希望、勇気、感動又は活力を与えるような顕著な功績を挙げたものに対し、阿久根市市民栄誉賞（以下「市民栄誉賞」という。）を贈り、その栄誉をたたえることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 市民栄誉賞の対象者は、市民又は本市にゆかりの深い者又は団体で、学術、芸術、文化、スポーツ等の分野において、顕著な功績があると認められるものとする。

（表彰基準）

第 3 条 市民栄誉賞の表彰基準は、次のとおりとする。

- (1) オリンピック、世界選手権等の世界的規模の大会において、特に優れた成績を収めたもの（特定の年齢層のみを対象とするものを除く。）
- (2) 世界的規模の芸術、学術、文化コンクール等において、特に優れた功績を収めたもの（特定の年齢層のみを対象とするものを除く。）
- (3) 前 2 号に準ずるものとして特に優れた業績のあったもの

（欠格事由）

第 4 条 市長は、対象者が重大な法令違反その他市民栄誉賞の名誉を損なうおそれがあると認める事由があるときは、表彰の候補者としてしない。

（表彰の推薦）

第5条 市行政機関の長及び課長は、表彰するにふさわしいものがあると認めるときは、これを市長に推薦することができる。

2 表彰の推薦は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。ただし、候補者が団体である場合は、第3号及び第4号に掲げる書類の提出を要しない。

(1) 市民栄誉賞推薦書（別記第1号様式）

(2) 功績に関する調書（別記第2号様式）

(3) 履歴書（別記第3号様式）

(4) 刑罰等調書（別記第4号様式）

（委員会）

第6条 市長は、市民栄誉賞の審査を行うため、阿久根市市民栄誉賞審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（被表彰者の決定）

第7条 被表彰者は、委員会の審査を経て、市長が決定する。

（表彰の方法及び時期）

第8条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰は、必要に応じ、その都度行うものとする。

3 表彰に当たっては、副賞を添えることができる。

4 被表彰者が表彰前に死亡したときは、その表彰状、記念品及び副賞は遺族に贈呈する。

（被表彰者の公表及び登録）

第9条 市長は、第7条の規定により、被表彰者を決定したときは、その氏名又は名称及び表彰の理由を公表し、市民栄誉賞被表彰者登録名簿（別記第5号様式）に登録するものとする。

（市民栄誉賞の取消し）

第10条 市長は、被表彰者の責めに帰すべき事由により、市民栄誉賞の名誉を著しく損なったと認めるときは、委員会の審査を経て、当該市民栄誉賞を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を取り消したときは、その旨を公表するとともに、表彰状、記念品及び副賞の返還を求めることが

できる。

(その他)

第11条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

市民栄誉賞推薦書

阿久根市長 殿

次のものを市民栄誉賞候補者として推薦します。

年 月 日

推薦者

ふ り が な 氏名又は名称		生年月日又は 設 立 年 月 日	年 月 日
本 籍			
住 所			
職 業 又 は 事 業 内 容			
主 な 履 歴 （功績に関係 のある履歴の み）	年 月		

第 2 号様式（第 5 条関係）

功績に関する調書

本 籍

住 所

氏 名

1 性行（団体の場合は活動状況等）

2 事項（具体的かつ詳細に記述）

第 3 号様式（第 5 条関係）

履 歴 書

本 籍

住 所

氏 名

学 歴

年 月 日

卒業

職 歴

年 月 日

年 月 日

（現在に至る。）

賞 罰

年 月 日

年 月 日

第 4 号様式（第 5 条関係）

刑 罰 等 調 書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

1 刑罰の有無

2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

市町村長

印

第 5 号様式（第 9 条関係）

市民栄誉賞被表彰者登録名簿

番 号	年 月 日	氏 名	住 所	功 績	備 考